なお、一充電走行距離の算出及びシステム検証試験のデータ取得を目的として、満充電かつソーク直後より又は定速走行途中の任意の放電深度より、都市内走行モードによる走行を行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から１分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、２回目の定速走行の車速条件は１回目と同一とし、ＳＯＣが10％より大きい放電深度から２回目の定速走行を開始する。

② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80㎞／ｈでの走行状態と同等に設定し、ＳＯＣ10％以下にて50㎞／ｈでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は１分以内に完了すること。なお、50㎞／ｈ相当に設定した実放電電力に対し－10％以下に低下した状態が４秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

⑷　（略）

図　（略）

2.6.5.　計算式

充電効率K_Cは、充電時における商用電源の消費電気エネルギーE_{AC}と走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC}から以下の式で求める。

$$K_C=\frac{E_{DC}}{E_{AC}}$$

ＪＥ05コールド悪化係数Aは、満充電かつソーク直後から１回目の都市内走行モードによる走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC1}と任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態からの都市内走行モードによる走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DCn}から以下の式で求める。

$$A=\frac{E_{DC1}}{E_{DCn}}$$

3.　（略）

別紙３～５　（略）

Ⅵ・Ⅶ　（略）

別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＬＴＣモード法

1.　（略）

2.　試験方法等

ＷＬＴＣモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに定める基準及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。

⑴～⑶　（略）

2.2.　エンジン出力（P_{rated}）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。

2.3.　最高速度（v_{max}）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度を㎞／ｈで表した値とする。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から１分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、２回目の定速走行の車速条件は１回目と同一とし、ＳＯＣが10％より大きい放電深度から２回目の定速走行を開始する。

② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80㎞／ｈでの走行状態と同等に設定し、ＳＯＣ10％以下にて50㎞／ｈでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は１分以内に完了すること。なお、50㎞／ｈ相当に設定した実放電電力に対し－10％以下に低下した状態が４秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

⑷　（略）

図　（略）

2.6.5.　計算式

充電効率K_Cは、充電時における商用電源の消費電気エネルギーE_{AC}と走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC}から以下の式で求める。

$$K_C=\frac{E_{DC}}{E_{AC}}$$

3.　（略）

別紙３～５　（略）

Ⅵ・Ⅶ　（略）

別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＬＴＣモード法

1.　（略）

2.　試験方法等

ＷＬＴＣモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに定める基準及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。

⑴～⑶　（略）

2.2.　エンジン出力（P_{rated}）については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。

2.3.　最高速度（v_{max}）については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度を㎞／ｈで表した値とする。